

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成28年3月1日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500273 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500115 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格について、請求期間①は取得年月日を昭和 63 年 12 月 5 日、喪失年月日を平成元年 8 月 31 日に、請求期間②は取得年月日を平成元年 10 月 24 日、喪失年月日を平成 2 年 7 月 16 日に、請求期間③は取得年月日を平成 3 年 10 月 2 日、喪失年月日を平成 4 年 5 月 1 日に、請求期間④は取得年月日を平成 5 年 5 月 18 日、喪失年月日を同年 9 月 8 日に訂正し、標準報酬月額について、請求期間①は 30 万円、請求期間②は 36 万円、請求期間③及び④は 53 万円とすることが必要である。

上記訂正後の期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間と記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 63 年 12 月 5 日から平成元年 8 月 31 日まで
② 平成元年 10 月 24 日から平成 2 年 7 月 16 日まで
③ 平成 3 年 10 月 2 日から平成 4 年 5 月 1 日まで
④ 平成 5 年 5 月 18 日から平成 5 年 9 月 8 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間については厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。請求期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所であり、請求期間に雇用保険の被保険者記録がある上、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。

年金額に反映されなくてもいいので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録、A 社の回答及び同社が提出した賃金集計表兼賃金台帳（以下、賃金台帳という。）によると、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社は、請求者は請求期間において有期雇用者であり、有期雇用者については厚生年金保険に加入させていなかったと回答している上、同社が提出した賃金台帳によれば、請求期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録を確認したところ、請求者が請求期間に A 社で一緒に勤務していたとして氏名を挙げた複数の同僚について、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、請求期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求者は、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を年金額に反映しなくても、本来の記録されるべき正しい記録に訂正してほしい旨陳述しているところ、請求者の勤務日数及び勤務時間に係る A 社の回答、雇用保険の被保険者記録及び同社が提出した賃金台帳により、請求者は請求期間において同社に勤務し、厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたと考えられる上、報酬が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

したがって、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格について、請求期間①は取得年月日を昭和 63 年 12 月 5 日、喪失年月日を平成元年 8 月 31 日に、請求期間②は取得年月日を平成元年 10 月 24 日、喪失年月日を平成 2 年 7 月 16 日に、請求期間③は取得年月日を平成 3 年 10 月 2 日、喪失年月日を平成 4 年 5 月 1 日に、請求期間④は取得年月日を平成 5 年 5 月 18 日、喪失年月日を同年 9 月 8 日に訂正し、標準報酬月額について、請求期間①は 30 万円、請求期間②は 36 万円、請求期間③及び④は 53 万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間と記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500290号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1500060号

第1 結論

昭和54年4月から昭和55年12月までの請求期間及び昭和61年4月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年4月から昭和55年12月まで
② 昭和61年4月から同年11月まで

私は、大学卒業の翌月である昭和54年4月にA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、結婚して国民年金の第3号被保険者となる昭和61年11月までの期間は、国民年金保険料を毎月納付していたが、請求期間が未納とされているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和54年4月に国民年金に加入し、以降の国民年金保険料を毎月納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の同記号番号は昭和57年3月に払い出されていることが確認できる上、これ以前に請求者に対し別の同記号番号が払い出された事跡は確認できないことから、請求期間①当時、当該期間は国民年金の未加入期間であったため、請求者は当該期間に係る国民年金保険料を毎月納付することができなかったものと考えられる。

また、A市は、請求期間①当時、国民年金保険料の納付書は3か月分の保険料を1期分として期毎に年4回発行されていたと回答していることから、当時のA市の取扱いと請求者の毎月納付したとする主張とは一致しない。

さらに、請求者は国民年金に加入して以降、国民年金保険料を遡って納付したことはないと言っているが、A市の国民年金被保険者名簿によれば、請求期間①と②の間の昭和56年1月から昭和61年3月までの期間において、国民年金保険料が遡って納付された記録が散見される上、請求期間②当時の昭和61年9月10日に収納された国民年金保険料は、その時点で未納であった昭和60年2月分、同年3月分及び昭和61年3月分の過年度保険料であることが確認できる。

加えて、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿によれば、請求期間①及び②は未納期間とされている。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500308号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1500061号

第1 結論

昭和50年4月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年4月から昭和58年3月まで

請求期間の初めの2年間はA市B区で両親と同居し、その後の6年間は学生でC県に居住していたが、自分の国民年金の加入手続は両親が行い、保険料納付も両親が行っていたので、請求期間を国民年金の保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は請求者の両親が請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたと主張しているが、請求者は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、請求者に聴取しても、具体的な状況が不明であるとともに、請求者の両親は既に他界し、その証言を得ることができず、請求者の請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求期間である昭和50年4月1日から昭和58年3月31日までに、請求者が当時の住所地であったとするA市B区を管轄するD社会保険事務所(現在はD年金事務所)において払い出された記号番号を検索したが、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらない。

さらに、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない。